

令和2年3月19日

北本市立小・中学校保護者 様

北本市教育委員会

臨時休業に伴う未指導分の学習への対応について

保護者の皆様には、臨時休業への対応などご協力いただきありがとうございます。
さて、臨時休業に伴う未指導分の学習への対応について、文部科学省及び県教育委員会からの指示を受け、臨時校長会等で協議した結果、下記のとおりとします。
保護者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 未指導分の学習内容に対する各学年の対応

(1) 小学校6年在籍児童

- ①各小学校で卒業までに未指導の内容(単元)を確認。(確認済み)
- ②各小学校から進学先の中学校へ未指導の学習内容を引継ぎ、情報を共有。
- ③中学校において、新年度の約2週間を未指導分の学習内容を組み入れる授業期間とし、補充のための授業等を実施。

(2) 卒業学年以外(小学校1年～5年・中学校1年、2年)在籍児童生徒

- ①それぞれの学年で進級までに未指導の内容(単元)を確認。(確認済み)
- ②進級学年へ未指導の学習内容を引継ぎ、情報を共有。
- ③進級学年において、新年度の約2週間を未指導分の学習内容を組み入れる授業期間とし、補充のための授業等を実施。

(3) 特別支援学級在籍児童生徒

- ①卒業、進級までに未指導の内容を確認。(確認済み)
- ②新年度の担当教員へ未指導の学習内容を引き継ぎ、情報を共有し、個別に対応。

2 その他

- ・次年度に補充のための授業を実施する教科等があります。現在使用している教科書を使う場合がありますので、廃棄せず保管しておいてください。
- ・卒業した中学校3年生においては、中学校卒業までに学習すべき内容は2月末までに終了しています。